

令和8年度 農地貸借奨励事業募集要領

市街化調整区域内の農地の貸借を促進し、農業の安定的継続及び農地の有効利用に寄与することを目的として、農地貸借奨励事業を実施します。

奨励金・補助金について、次のとおり募集いたします。

< 農地貸借奨励金 >

1 事業の概要

一定の要件を満たす農地貸借を結ぶ際に、貸借期間、面積に応じて、農地所有者に対して奨励金を交付します。

2 対象

令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間に、市街化調整区域内の農地で、農地中間管理機構を介した貸借を対象とします。

3 奨励金の額

奨励金については、予算の範囲内で次の区分によるものとします。また、それぞれの額は10aあたりとします。

ア	3年以上6年未満	60千円
イ	6年以上9年未満	120千円
ウ	9年以上	180千円

(奨励金交付額 = 面積(m²) × 奨励金区分額 / 1,000 (千円止め))

4 奨励金の申請

対象期間の次年の1月末までに、川崎市長あて申請してください。

< 農地整備補助金 >

1 事業の概要

不耕作が続いている農地の復旧を支援します。

2 対象

不耕作の状態が1年以上続いている市街化調整区域内の農地で、農地中間管理機構を介した貸付が確実であり、かつ、貸借期間が6年以上のものとしします。

3 補助金の額

補助金については、予算の範囲内で次の区分によるものとします。

(1) 事業者による農地整備を委託する場合

ア	補助率	8 / 10 以内
イ	補助上限	2,000千円

(2) 自ら農地整備をする場合

ア	雑木がない	400円 / m ² (定額)
イ	雑木がある	800円 / m ² (定額)
ウ	補助上限	2,000千円

4 補助金の申請

令和8年6月11日(木) ~ 6月30日(火)

令和8年7月以降、毎月末を〆切とし、再募集をいたします。

※ 事業の詳細については、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱をご確認ください。